

《建設業者》の『一人親方特別加入』労災保険とは

建設業を行う『一人親方等』は、仕事中や通勤中に怪我等が発生した場合、『特別加入』に加入していなければ、『労災保険』の補償は受けられません。

労災保険に加入するには、一人親方組合に加入しなければなりません。

『一人親方等』とは、建設業を営み、労働者を全く使用しない事業主及びその家族従事者です。

※アルバイト等を使用する場合、年間100日未満であれば対象となります。

100日以上の場合、会議所の『中小事業主用の特別加入』に加入できます。

■朝倉建設業一人親方組合

■加入対象：「朝倉市内及び近隣で建設業を営む一人親方等」

「朝倉市内及び近隣の請負建設業に携わる一人親方等」

■加入方法：組合へ加入申込書を提出。同時に組合費、概算保険料を納める。

■添付書類：様式第34号の10、

※特定業務の従事者は健康診断が必要

■組合費(年額)

●朝倉商工会議所会員 20,000円 ●朝倉商工会議所会員以外 25,000円

■保険料

給付基礎日額・保険料』一覧表

給付基礎日額	年間保険料	
5,000円	32,850円	◇ 『給付基礎日額』とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。例えば、「休業補償」を受ける場合、「給付基礎日額」の80%が支給されます。
6,000円	39,420円	
7,000円	45,990円	
8,000円	52,560円	
9,000円	59,130円	◇ 『年度途中』の加入の場合、保険料は月額となります。
10,000円	65,700円	
12,000円	78,840円	◇ 『保険料』は、「所得税等」の税額を計算する際、国民保険料等と同様、支払った全額が所得から控除されます。
14,000円	91,980円	
16,000円	105,120円	
18,000円	118,260円	◇ 『保険料は、3回に分けて納付することができます。
20,000円	131,400円	

■加入方法や詳細な内容についてのお問い合わせは、

朝倉商工会議所指導課まで(TEL0946-22-3835、FAX0946-22-5166)

口座振替取扱銀行

福岡銀行・西日本シティ銀行・筑後信用金庫

納付日

1期 5/15 ・ 2期 8/1 ・ 3期 12/1

保険料概算見積書

給付基礎日額の場合→年間賃金相当額(×365日) × 料率 = 年間保険料額

_____円 _____円 × 1.8% = _____円

組合費と合せてお支払い戴く金額は、円です。

お振込先：西日本シティ銀行 甘木支店 普通 No.1392237

一人親方労保組合代表大隈晴明

詳細なお問合せは

一人親方組合

担当：才田

(朝倉商工会議所内)